

2019年9月13日
住友生命保険相互会社

スチュワードシップ活動に関する考え方および活動状況報告（2018年度）

スチュワードシップ活動（対話・議決権）に関する考え方および2018年7月から2019年6月（以下、「2018年度」）に実施したスチュワードシップ活動の状況と今後の活動運営について、以下のとおり報告します。

○要旨

○スチュワードシップ活動に関する考え方

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. スチュワードシップ活動の全体像 | ・・・・・・・・P3 |
| 2. 対話スタンス | ・・・・・・・・P5 |
| 3. 議決権行使のスタンス | ・・・・・・・・P7 |

○2018年度スチュワードシップ活動状況報告

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 4. スチュワードシップ活動状況および体制の概要 | ・・・・・・・・P8 |
| 5. 株式価値向上のための対話実施状況 | ・・・・・・・・P9 |
| 6. 議決権行使の実施状況 | ・・・・・・・・P11 |
| 7. 対話先アンケート結果 | ・・・・・・・・P15 |
| 8. 自己評価 | ・・・・・・・・P16 |

○2019年度スチュワードシップ活動運営

- | | |
|------------------------|-------------|
| 9. 2019年度スチュワードシップ活動運営 | ・・・・・・・・P19 |
|------------------------|-------------|

※議決権行使ガイドラインについては別冊となっています。

要旨

○スチュワードシップ活動に関する考え方

全体像	スチュワードシップ活動は、中長期的な株式投資リターンの拡大を図るための重要な手段であるという認識のもと、株式投資における中核業務と位置付けて注力しています。
対話 スタンス	対話は投資先企業の企業価値向上を最も期待できる手法であると考えており、主に「経営戦略・事業戦略」、「資本効率・株主還元」、「ESG」を対話のテーマにしています。
議決権行使 スタンス	議決権行使は投資先企業の経営に影響を与えることによって、株式価値の向上につながる重要な手段であると考えており、対話と相まって同様に議決権行使を通じて、投資先企業に対して株式価値の向上を求めてまいります。

○2018 年度スチュワードシップ活動状況報告

対話活動

	2018 年度	2017 年度
株式価値向上のための対話	142 件	151 件
議決権行使のための対話	227 件	258 件

議決権行使実施状況（株主提案除き）

	2018 年度		2017 年度	
	不賛同／全体	不賛同比率	不賛同／全体	不賛同比率
企業数ベース	172／2,027	8.5%	169／2,016	8.4%
議案数ベース	195／6,764	2.9%	178／6,490	2.7%

○2019 年度スチュワードシップ活動運営

対話運営	<ul style="list-style-type: none"> アナリストによる課題の深掘りを強化した対話の推進 ESGを対話の重点取組テーマとして設定 地方銀行を対話の重点取組業種として設定 集团的エンゲージメントへの取組強化
議決権行使基準改正 (詳細は別冊)	<ul style="list-style-type: none"> 独立社外取締役人数基準の導入 業績不振基準の見直し 株主提案に対する考え方の明確化

スチュワードシップ活動に関する考え方

1. スチュワードシップ活動の全体像

当社は負債が長期にわたるといふ生命保険の資金特性を踏まえ、中長期投資を基本スタンスとしており、株式投資についても、中長期的な視点から株式価値の向上が見込まれると判断した企業に投資をしています（※）。

スチュワードシップ活動は、保有している株式の中長期的な株式投資リターンの拡大を図るための重要な手段であるという認識のもと、株式投資における中核業務と位置付けて取り組んでおり、特に投資先企業の株式価値向上を最も期待できる手法であるとする対話を軸に据えています。

そして、対話を軸として、議決権行使や投資先企業を対象とした文書発信等の手段を有機的に結び付けることで、実効性を高めてまいります。

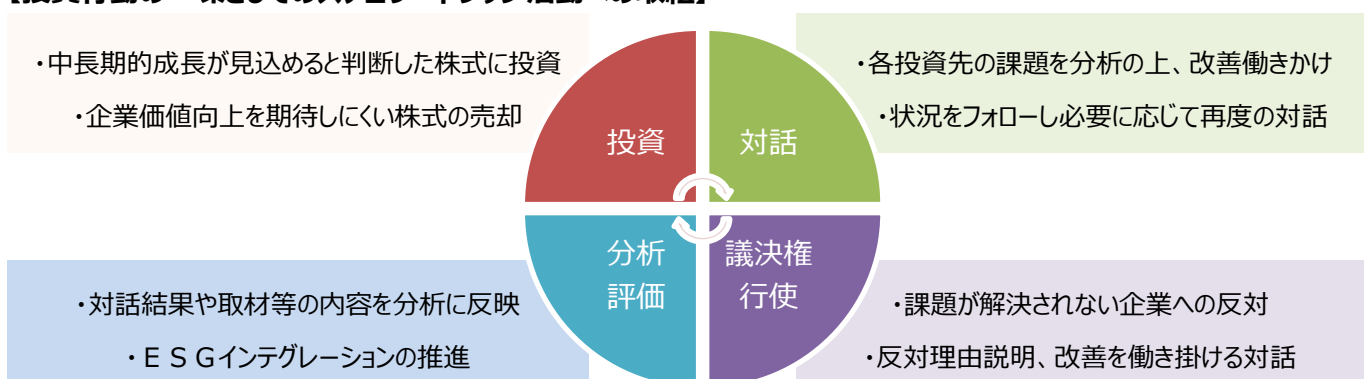
（※） 特別勘定においては、スチュワードシップ・コードへの対応も参考に助言会社を選定し、投資助言を受けて株式運用を行っています。

<当社株式運用とスチュワードシップ活動の関係>

当社では、業績等の財務情報のみでなく、事業環境や経営戦略、ESG（環境・社会・ガバナンス）等の非財務情報も取り入れた独自の仕組みを導入して企業を評価し、投資判断を行っています。

スチュワードシップ活動で得られた非財務情報を、企業評価に反映することで、当社の株式運用のさらなる高度化にもつなげています。

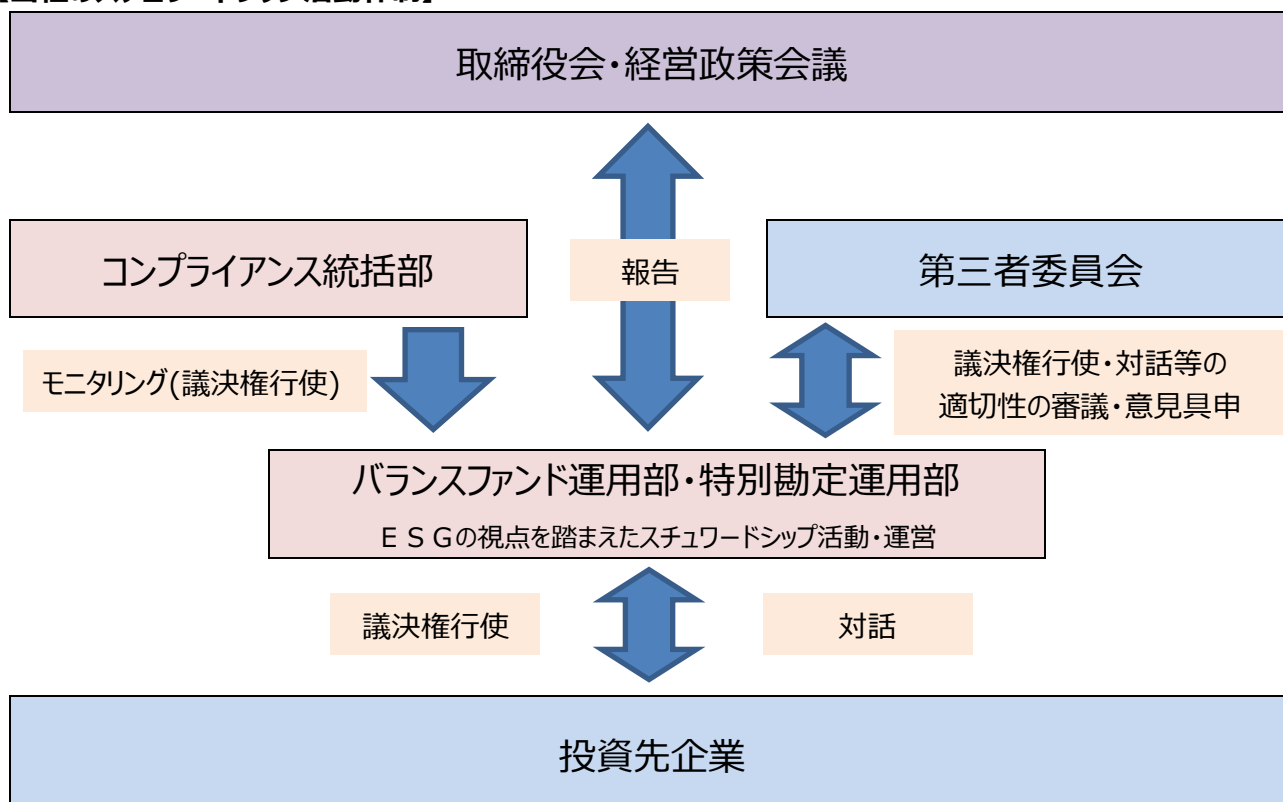
【投資行動の一環としてのスチュワードシップ活動への取組】



ESGの詳細は <http://www.sumitomolife.co.jp/about/csr/group/investment.html#sec03> をご覧ください。

当社では、バランスファンド運用部および特別勘定運用部において実施しているスチュワードシップ活動全体（対話および議決権行使）について、「スチュワードシップ活動に関する第三者委員会」（以下、第三者委員会）が利益相反の観点を踏まえて確認する体制となっています。また、第三者委員会での審議事項のほか、スチュワードシップ活動全体（対話および議決権行使）について、定期的に取り締役会および経営政策会議に報告しています（利益相反管理体制および第三者委員会に関する詳細は P14）。

【当社のスチュワードシップ活動体制】



<インサイダー取引管理体制>

当社は、インサイダー取引を未然に防止することを目的に「インサイダー取引防止規程」を定めています。

投資先企業と対話を行う際には、インサイダー情報を入手する恐れがあることを十分に認識した上で、取得予防に関して細心の注意を払っています。特に経営戦略について議論することの多い株式価値向上のための対話では、投資先企業にインサイダー情報を含まない範囲での説明を依頼する等の対応を行っています。

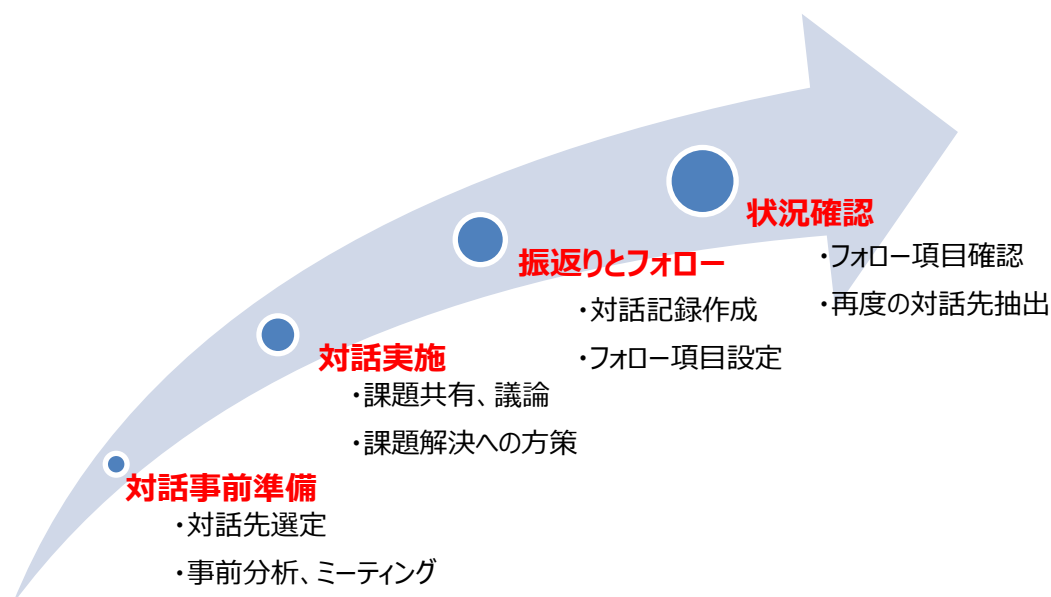
万が一、インサイダー情報を入手した場合には、各種法令や上記社内規程等に則り当該企業の株式の売買を停止する等、必要な対応を行います。

2. 対話スタンス

当社では投資先企業との対話を、目的に応じて、「株式価値向上のための対話」と「議決権行使のための対話」（P7、P13）の2つの類型に分けて取り組んでいます。特に注力している「株式価値向上のための対話」については、以下のとおり取り組んでいます。

<p>【概要】</p> <p>投資先企業が抱える課題やその解決に向けた方策を議論することを通じて、改善を働きかけることを目的とした対話で、主にP6の表に記載のテーマについて議論しています。（P6の内容は「投資家と企業の対話ガイドライン(金融庁)」や「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス(経済産業省)」等の内容を踏まえたものとなっています）</p>
<p>【課題解決に向けた議論】</p> <p>投資先企業が抱える課題やそれに対する解決策は会社規模、成長ステージ等により様々であるため、対話に際しては当社のアナリストが事前に十分な企業分析を行います。その上で、当社が考える問題意識を伝え、課題の背景や今後の取組方針等を確認しながら、その課題解決に向けた方策を議論することを基本スタンスとしています。</p>
<p>【議決権行使ガイドラインへの抵触懸念】</p> <p>当社議決権行使ガイドラインに将来的に抵触することが懸念される企業に対しては、予め当社の課題意識を伝え改善を働きかけています。</p>
<p>【継続的なフォロー】</p> <p>対話にて課題認識した事項に関して継続的にフォローすべき事項がある場合には、対話後も状況を確認し必要に応じて継続的に対話をしています。</p>

【株式価値向上のための対話フロー】



【株式価値向上のための対話テーマおよび視点】

テーマ	主な対話の視点
<p>経営戦略 ・ 事業戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な利益成長による中長期的な株式価値向上を実現いただきたいと考えています。 ● 対話では以下のような事項について意見交換をさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経営の基本的な考え方、中長期的な成長戦略（中期経営計画等） ➢ 重視している経営指標と改善方策 ➢ グループ経営管理についての考え方や各事業の課題 ➢ 事業の選択と集中、新規事業分野についての見通し ➢ 他社との提携や協働、M&Aの活用や方向性
<p>資本効率 ・ 株主還元</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続的な資本効率の向上による中長期的な株式価値向上を実現いただきたいと考えています。また、成長投資や財務健全性とのバランスを踏まえた株主還元を実施いただきたいと考えています。 ● 対話では以下のような事項について意見交換をさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 資本効率向上に向けた取組（経営目標への組入れ、利益率改善、最適な資本構成や現金水準についての考え方、非事業性資産の有効活用等） ➢ 資本コストについての考え方 ➢ 配当性向の目標についての考え方 ➢ 内部留保や投資計画と株主還元のバランス ➢ (特に潤沢な現預金を有する企業については)成長に向けての投資の促進と投資対象がない場合の株主還元強化
<p>ESG</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中長期的な株主利益を尊重した実効性のあるガバナンスを実現いただきたいと考えています。また、事業を通じて環境・社会問題の改善に取り組むことで、株式価値向上を実現いただきたいと考えています。 ● 対話では以下のような事項について意見交換をさせていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> 【環境・社会面】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 開示の充実 ➢ 重要課題（マテリアリティ）の特定と対応 ➢ 環境・社会問題解決につながる事業の重要性 ➢ 環境・社会問題と事業上のリスクの関連性 ➢ 従業員・地域社会・顧客・仕入先との関係性 ➢ SDGs（持続可能な開発目標）のゴールに向けた取組状況 【ガバナンス面】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会の構成と運営 ➢ 経営者の選任・解任プロセス ➢ 役員報酬制度の考え方（適切なインセンティブのあり方 等） ➢ 少数株主利益の尊重 ➢ 取締役会の実効性

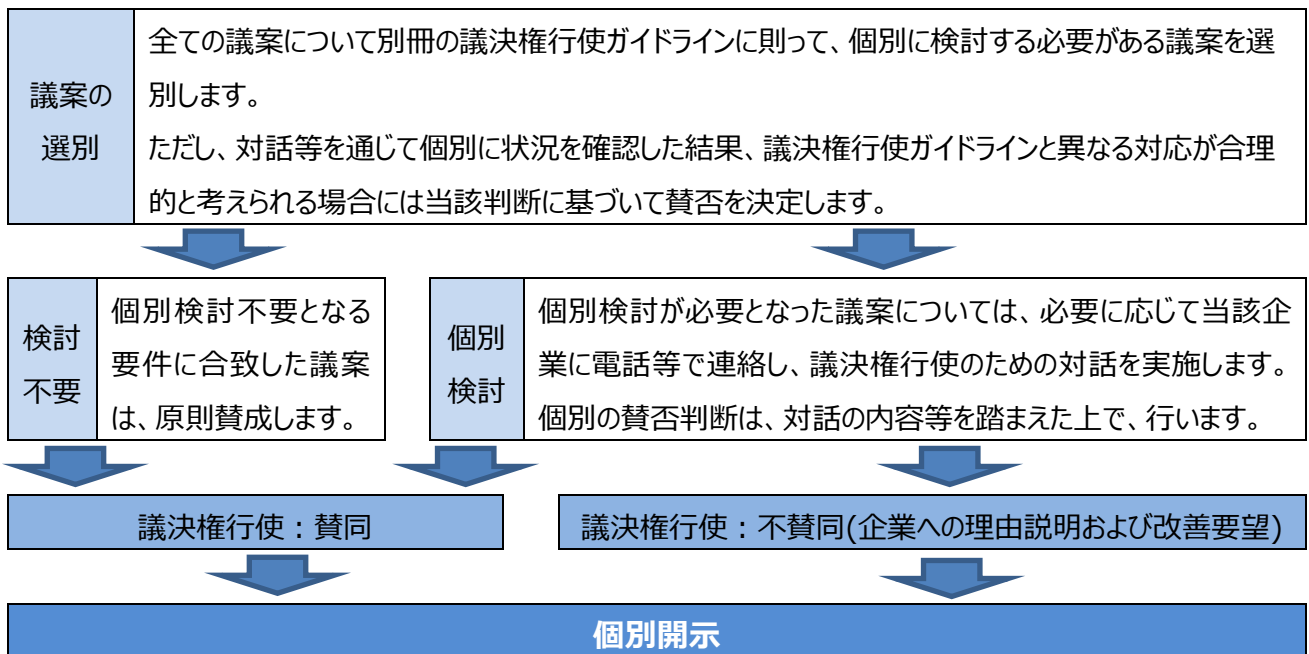
3. 議決権行使のスタンス

a. 議決権行使の考え方

議決権行使は、投資先企業の経営に影響を与えることによって、株式価値の向上につながる重要な手段であると考えており、議決権行使を通じて、投資先企業に対して株式価値の向上を求めてまいります。

当社のスチュワードシップ活動は、対話による中長期的な株式価値向上に重点を置いており、議決権行使に際しても、対話の内容や投資先企業の置かれた状況を踏まえて賛否を判断しています。

なお、当社では貸株を行うことがあります。貸株取引が投資先企業の議決権に係る権利確定日をまたぐ場合は、必要に応じて株式の返還を求めています。具体的な議決権行使のプロセスは以下のとおりです。



<議決権行使のための対話>

株主総会議案の賛否判断をするために、改善に向けた取組の状況等を確認するための対話です。議案の賛否判断のための状況確認にとどまらず、当社の議決権行使に関する考え方の説明や改善に向けた取組を働きかける重要な機会としています。

<当社の「議決権行使ガイドライン」について>

当社の議決権行使ガイドラインは、すべての投資先企業に満たしていただきたい基準を設定したものです。したがって、投資先企業の状況に応じてより高い水準を求めるべき場合には、議決権行使ガイドラインで設定した基準をすべて満たしている企業についても、必要に応じて株式価値向上のための対話等を実施し、より高い水準を求めてまいります。

2018 年度スチュワードシップ活動状況報告

4. スチュワードシップ活動状況および体制の概要

年度（7月～翌年6月）	2014	2015	2016	2017	2018
株式価値向上のための対話数	218	125	124	151	142
議決権行使のための対話数	347	313	254	258	227
主な組織体制推移	対話専任 1 名		対話専任 2 名		
	対話へのアナリスト同行				
	第三者委員会				
主な対話テーマ推移	経営戦略・資本効率・株主還元・ガバナンス				
	課題の継続的なフォロー				
	重要業種：地方銀行				
	集团的エンゲージメント				
	グループ経営管理				
主な議決権行使基準 改正推移	ESG				
	社外役員出席率・社外監査役退職慰労金・社外取締役 1 名				
	ROE 基準				
	独立役員独立性基準・配当性向基準強化				
	東証 1 部社外取締役 2 名				
主な開示内容推移	社内監査役退職慰労金				
	年間のスチュワードシップ活動状況・議決権行使ガイドライン				
	議決権行使集計表				
	議決権行使個別開示(年 1 回)				
	個別開示(四半期毎)				

5. 株式価値向上のための対話実施状況

a. 株式価値向上のための対話実施結果（単年度実施数は P8 に記載）

年度	2016	2017	2018
3年間累積対話企業数（2019/6 末保有ベース）	115 社	236 社	335 社
3年間累積対話時価割合（2019/6 末時価ベース）	40%	73%	86%

b. 対話活動の実施状況

項目	実施状況
対話全体 継続的な対話の強化	<ul style="list-style-type: none"> 140 件の目標に対し、<u>142 件実施</u>しました。うち半数弱はアナリスト同行型として実施し、中でも重点対話先として選定した先とは特に課題を深掘りした対話を実施しました。 対話済み企業に対する継続的な働きかけの強化・内容の深化が必要との認識のもと、対話後に課題の進捗をモニタリングし、必要に応じて再度対話を実施し、<u>課題認識を継続して伝える P D C A サイクルの強化</u>を着実に実施しました。
重点取組業種 「地方銀行」	<ul style="list-style-type: none"> 重点取組業種として、地方銀行とは継続して対話を行い、<u>3 年累計では保有額の約 90%の地方銀行と実施</u>しました。 地方銀行の良質なサービスが、<u>地域経済発展、自らの成長、日本経済の底上げ、当社投資先の収益向上に繋がる</u>との考えのもと、「地銀対話ガイダンス」に基づき、以下のバランスのとれた進捗を働き掛けました。 <ul style="list-style-type: none"> ①「事業性評価」、「顧客の資産形成」等、顧客サービス向上に向けた取組 ②取組の基盤となる人材育成・確保やリスク管理体制等の基盤強化等
重点取組テーマ 「E S G」	<ul style="list-style-type: none"> <u>ESG についてはすべての対話で取り入れ</u>ていますが、とりわけ<u>重点取組テーマとして、積極的に取り入れた対話も実施</u>しました。 ESG に関する対話においては、ESG 取組自体や統合的な開示の重要性を説明し、まずは特に開示の充実を企業に求めました。 ESG インテグレーションを強化し、業種毎のマテリアリティを特定しました。
集团的エンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> 当社を含む生保 10 社が参加する生命保険協会のスチュワードシップ活動ワーキンググループより、<u>株主還元の強化と ESG 情報の開示充実の検討を求める書簡を約 100 社に送付</u>しました。 各社の取組事例の共有や情報交換を行いました。

c. 株式価値向上のための対話の具体的事例

テーマ	対話内容および対話先企業の対応	
経営戦略 ・ 事業戦略	要望	<ul style="list-style-type: none"> 継続的対話先で、2017年に役員構成の変更、赤字が継続する事業の改善に向けた抜本的な対策の必要性を、2018年に物流コストが競合他社比大きい点を指摘しました。
	対応	<ul style="list-style-type: none"> 配送回数を減らす取組を開始していることを確認しました。 役員構成は徐々に変更が進んでいます。
資本効率 ・ 株主還元	要望	<ul style="list-style-type: none"> 高収益体質であるものの、株価は時価ベースのBPS（一株当たり純資産）との乖離が大きく、ディスカウントの解消に向けた取組について議論しました。 含み益の一部顕在化や、投資のリターン目線を示すことで市場の評価も変わる点をお伝えしました。 株価ディスカウント解消の点から、買収防衛策廃止を含めた見直しについても要望しました。
	対応	<ul style="list-style-type: none"> 実際に物件の売却事例が出てきたことに加え、株式還元の強化とROE・ROA向上を目指す政策が示されました。 初の自社株買いおよび買収防衛策の廃止が発表されました。
ESG	要望	<ul style="list-style-type: none"> 生産工程の範囲での環境・社会貢献だけでなく、事業・製品を通じて環境・社会貢献をするという目標設定に向かって事業を推進しているという開示方法にすることを要望しました。 産業廃棄物による環境破壊リスクにも対応していく必要があることをお伝えしました。また、一歩進んで、中核製品の環境問題についてしっかりと現状認識・その対策を展開し、SDGs目標に反映することが望ましいことをお伝えしました。
	対応	<ul style="list-style-type: none"> 「開示の強化を図っているが、特にEとSの開示情報については手探りな面もあり、所感および改善点の指摘が欲しかったので、今回の対話での指摘は参考になる、経営陣にも共有して課題認識・対応していく」とコメントをいただきました。 部品生産者として産業廃棄物問題の対応が必要だと考え、リサイクル化の研究をしているとコメントをいただきました。

<重点取組業種：地方銀行>

	対話内容および対話先企業の対応
要望	<ul style="list-style-type: none"> 事業性評価に基づく融資や、コンサルティングへの取組の継続的な強化の必要性について認識を共有化した上で、利息や各種フィーとして、サービスに見合う収益強化の実現を要望しました。
対応	<ul style="list-style-type: none"> 「ご指摘の点を重要な経営課題と捉え、取り組んでいるが、まだしっかりとフィー等をいただいているわけではない。人材教育や評価の見直し、行員の意識改革や、質の高いサービスにはフィーがかかることをお客さまにも認識してもらうこと等を併せて取り組んでいきたい」とのコメントをいただきました。

6. 議決権行使の実施状況

a. 2018年度議決権行使結果（会社提案）

会社提案に反対・棄権した議案数は195議案で、昨年度対比では17議案増加しました。これは主に、社内監査役への退職慰労金支給への反対基準を新たに設けるなど、当社の基準を変更したことにより、監査役への退職慰労金支給議案への反対・棄権が18議案増加したことによるものです。一方で、取締役会等への出席率が低位な社外役員の選任や社外取締役数が当社基準に満たない企業への反対が減少する等、投資先企業のガバナンスの改善がうかがえる面もありました。

	2018年度					2017年度		
	合計	賛成	不賛同			合計	不賛同	
			反対	棄権	比率		比率	
企業数	2,027	1,855	166	6	8.5%	2,016	169	8.4%

議案数合計	6,764	6,569	182	13	2.9%	6,490	178	2.7%
剰余金処分	1,425	1,399	22	4	1.8%	1,431	22	1.5%
取締役選任	2,317	2,218	93	6	4.3%	2,321	104	4.5%
監査役選任	1,460	1,458	1	1	0.1%	1,161	2	0.2%
定款一部変更	432	431	0	1	0.2%	320	0	0%
退職慰労金支給	188	145	43	0	22.9%	179	25	14.0%
役員報酬	650	641	9	0	1.4%	581	14	2.4%
新株予約権発行	94	86	8	0	8.5%	122	6	4.9%
会計監査人変更	44	44	0	0	0%	31	0	0%
再構築関連	43	43	0	0	0.0%	119	0	0%
その他会社提案	111	104	6	1	6.3%	225	5	2.2%
うち買収防衛策	68	63	5	0	7.4%	64	4	6.3%

また、2017年度に社外役員の出席率や社外取締役数などで反対した企業についても、実際に改善が確認されました。一方で、依然として経営改善や資本効率に関する項目の改善ペースには課題が残りました。

<議決権行使により反対・棄権した投資先企業の状況>

反対理由	2017 年度に 働きかけた企業数	うち 2018 年度に改善した企業数	
			改善割合
社外役員の出席率 75%未満	29	22	76%
社外取締役 2 名不在	29	8	28%
社外取締役未選任	7	2	29%
低配当性向	29	13	45%
黒字無配	12	1	8%
低 R O E	8	1	13%
3 期連続赤字かつ無配	4	1	25%

b. 2018 年度議決権行使結果（株主提案）

当社では、株主提案議案についても、会社提案議案と同様、中長期的な企業価値向上に繋がるかという視点から、原則として個別の提案内容を精査し、当該企業の実情を踏まえて判断した結果、以下の 2 件の株主提案に賛成しました。

	2018 年度					2017 年度		
	合計	不賛同	賛同			合計	賛同	
			賛成	棄権	比率		比率	
株主提案	149	147	2	0	1.3%	136	0	0%

	行使内容	検討の視点と判断理由
LIXIL グループ	取締役選任の全議案に賛成	<p>①ガバナンスの視点：ガバナンスの健全化を図る点については、会社提案・株主提案双方の考え方に問題はなく、双方が牽制を効かせる体制が望ましいと判断しました。</p> <p>②企業価値向上の視点：同社経営経験者が中核となる株主提案側の経営改革計画を、経験豊富な経営者を中核とした会社提案側取締役を含めた取締役会による合理的かつ健全な議論・チェックを経て、迅速に対応していくことが、企業価値向上に繋がると判断しました。</p>
武田 薬品 工業	クローバック条項を定款に導入する株主提案に賛成	<p>①クローバック条項についての考え方：インセンティブが要因となる会計不正等を防止し、不当な財産移転を是正するためには有効ですが、インセンティブ効果を削ぐ弊害もあるため、導入対象企業は限定すべきと考えています。</p> <p>②導入の条件：(i)業績連動給の割合、(ii)報酬額の水準、(iii)競合他社の状況、(iv)大規模 M&A の実績等から、同社においては、クローバック条項の必要性が高いと判断しました。</p> <p>③条項の内容：今後、報酬委員会、取締役会で同社の実情を踏まえた内容が検討され、企業価値毀損の抑制に繋がることが期待できると判断しました。</p>

c. 議決権行使の実例

当社では、議決権行使の際にはP7のとおり、議決権行使ガイドラインに基づき、投資先の状況を的確に把握した上で企業価値向上の視点から判断しています。議決権行使のための対話および賛否判断の具体例は以下のとおりです。

配当性向の水準が低位	
反対	<ul style="list-style-type: none"> 対象企業は、高い収益性を誇り、多額の現預金等を保有していましたが、設備投資、研究開発、および配当性向は低位で推移し、資産の有効活用が十分でない状況が継続していました。 同社との対話においては、上記の点への対応を求めたところ、大型の買収案件に応じた事例の紹介があり、当社からは、そうした事例についての具体的な情報開示の充実に要望しました。 その後、<u>増配はなされましたが、当社基準未達が継続しており、また、引き続き具体的な資金需要の開示もなかったため、昨年に引き続き反対</u>しました。
賛成	<ul style="list-style-type: none"> 対象企業は、増収増益を続けており、財務内容は改善傾向にありましたが、配当性向は当社基準を下回っていました。 同社は大規模な投資案件を抱えており、現在は投資による成長ステージにあることが分かりました。長期にわたる大規模な資金需要が確認されており、現状では<u>安定配当よりも投資を優先することに合理性が認められるため、賛成</u>しました。
社外取締役 2 名不在	
反対	<ul style="list-style-type: none"> 東証 1 部企業には社外取締役 2 名を求めている旨をお伝えしましたが、対象企業は社外取締役 1 名のみで機能しており、2 名以上の選任はメリットよりもコストが上回ると認識しているとの回答がありました。 その後の<u>株主総会でも状況は変わらなかったため、再度複数選任に向けた取組を要望した上で、経営トップである社長の取締役選任議案に反対</u>しました。
賛成	<ul style="list-style-type: none"> 株式価値向上のための対話において、経営への監視機能の強化や企業価値向上に向けて社外の知見を経営に取り入れることが重要との考えをお伝えした上で、社外取締役の 2 名以上選任を要望し、次期株主総会でも、代表取締役社長の選任（再任）議案に反対する可能性があることをお伝えしました。 その後の株主総会で取締役選任議案に新任の社外取締役候補者が追加され、<u>社外取締役 2 名体制になったため、賛成</u>しました。

d. 利益相反管理および第三者委員会について

当社は、お客さまの利益保護を図るため、保険業法および金融商品取引法に基づき、「利益相反管理方針」等の諸規定を定めており、スチュワードシップ活動についても、利益相反管理に関する法令等およびこれらの規定を遵守して行っています。

また、スチュワードシップ活動において生じうる利益相反を防止する態勢を強化するため、外部有識者を中心とした透明性の高い牽制体制を構築しています。

具体的には、コンプライアンス統括部を事務局とし、構成員の過半を外部有識者が占める第三者委員会が、資産運用部門が行う議決権行使のうち、保険取引先や融資取引先など利益相反が生じる可能性が高いと考えられる企業の議案を利益相反等の観点から審議するほか、議決権行使ガイドラインの改正やスチュワードシップ活動の取組等についても、助言を行っています。

<第三者委員会概要>

役割	個別議決権行使の判断に関する事項の審議および意見具申 議決権行使ガイドライン、関連する規定の改廃に関する事項の審議および意見具申 その他当社のスチュワードシップ活動に関する事項の審議および意見具申		
構成	三浦亮太 委員長	三浦法律事務所 弁護士	社外
	國部克彦 委員	神戸大学 大学院 経営学研究科 教授	社外
	日下和彦 委員	当社 執行役常務(コンプライアンス統括部担当)	社内

<2018年度の第三者委員会の主な内容>

	テーマ	概要
2018/8/21	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使妥当性 活動状況 取組方針 	<ul style="list-style-type: none"> 2社に関し審議いただき、妥当との結論となっています。 2018年度の取組の方向性についても審議頂き、活動のレベルアップにつながる意見をいただいています。
2019/3/18	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使妥当性 活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> 1社に関し審議いただき、妥当との結論となっています。 活動状況全般について、審議・助言いただいています。
2019/6/13	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使妥当性 活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> 11社に関し審議いただき、妥当との結論となっています。 活動状況全般について、審議・助言いただいています。

<第三者委員会意見と当社対応例>

意見	<ul style="list-style-type: none"> 企業の中には、ESGに関する取組の公表方法のノウハウが乏しい企業も多く存在するはずなので、<u>対話の際に優れた事例を紹介すると良い</u>だろう。 社会的に注目度の高い企業の議決権行使においては、議案に対する考え方を伝えることを通じて、<u>投資家としてのメッセージを示すことが求められている</u>のではないか。
当社対応	<ul style="list-style-type: none"> 対話では開示の優れた他社事例の紹介などを実施しています。 株主提案に賛成した事例の紹介を行う等、具体的な当社の判断スタンスを明示しています。

7. 対話先アンケート結果

企業価値向上のための対話においては、対話のレベルアップにつなげる観点から、対話先企業に対してアンケートを実施し、142社のうち90社から回答をいただきました。アンケートの結果は以下のとおりで、更に提案力の強化に取り組み、いただいたご意見をもとに、さらに対話の質向上に努めてまいります。

<対話内容について>

アンケート項目（各項目ともに5段階評価）	2018年度	2017年度
総合評価	4.6	4.7
貴社に対する理解や研究・分析が十分されていたか	4.6	4.6
相互理解の促進につながったか	4.5	4.6
当社からの意見等の内容が有益だったか	4.5	4.5

<自由記述欄の主なコメント>

高評価のご意見	<ul style="list-style-type: none"> 事前に詳細な分析がなされており、分かりやすい図で説明いただいた。示唆に富む内容が盛りだくさんで対話を効率よく進めていただいた。一言で言って、<u>大変勉強になる密度の濃い時間</u>でした。 統合報告書を含む開示情報や、30年近い定量データの分析をした上で、<u>具体的且つ有益なご助言を数多くいただいた</u>対話となりました。
厳しいご意見	<ul style="list-style-type: none"> 初めての対話でIR取材との違いに戸惑いました。企業価値＝株価向上のように受け取れ、<u>弊社の考えとかみ合わない部分</u>がありました。 御社からの<u>ご意見をもう少し伺いたかった</u>と思います。
今後の活動へのご要望	<ul style="list-style-type: none"> 当社の機関投資家向け情報開示で不足している点や、取り入れるべき経営指標等を提案いただき、参考となりました。<u>他社事例等を加えていただくと更にわかりやすくなる</u>と思います。 中長期戦略についてレポートを作成して頂いたが、時間の都合で十分話を聞くことが出来ませんでした。<u>すり合わせができればよかった</u>と思います。

8. 自己評価

スチュワードシップ活動の改善に向けて、スチュワードシップ・コードの各原則・指針の実施状況を以下のとおり自己評価しました。結果につきましては今後の活動に活用してまいります。

原則 1：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 活動の基本方針を定めた規程を整備しています。「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」への対応方針はホームページで公表しています。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 適切に実施しています。今後も必要があると判断した場合には、<u>適宜見直し</u>してまいります。

原則 2：機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 利益相反管理方針については、ホームページで公表しています。 利益相反防止態勢強化の観点から第三者委員会を年 3 回開催しました。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 適切に実施しています。引き続き、第三者委員会の運営の充実を図り、利益相反態勢の強化にとどまらず、<u>スチュワードシップ活動全体のレベルアップ</u>につなげてまいります。（P 14）

原則 3：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 株式運用の知識・経験を有するアナリストが、企業の業績や株価、ニュースフロー等を把握・分析しています。また、企業への取材活動、決算説明会への参加、銀行や証券会社アナリストとのミーティング、等も活用しながら、より深い分析を実施するよう日々活動しています。 P 9 のとおり、業種毎のマテリアリティを特定しました。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> 適切に実施しています。引き続き、<u>財務情報に加えて、ESG の視点も含めた非財務情報の情報収集・分析力強化を図っていく必要</u>があると認識しています。 業種毎の特殊性を勘案し、<u>マテリアリティを特定しましたが、今後は更に深掘りしていく必要</u>があると認識しています。 PRI のガイドラインや TCFD のプラットフォーム等の活用も検討しながら、企業の持続的な成長を促し、企業価値向上に結び付く対話を更に深化させてまいります。

<p>原則 4：機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ P 9 のとおり、アナリスト同行型、地方銀行、E S G 等に注力した対話を合計して 142 件実施しました。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対話全体について、対話前に深い分析を通じて課題を抽出し、必要に応じて当社見立てや課題をまとめた資料を作成・提示するなど、認識の共有や課題解決に対して、実施しています。対話後のアンケートによると、高評価を獲得した割合が前年比増加しています。ただし、<u>限られた対話時間の中で議論が総花的であった点は課題</u>であると考えます。また、対話後に課題の進捗をモニタリングし、課題認識を継続して伝える P D C A サイクルの継続実施が必要と認識しています。 ・ 地方銀行との対話については、課題認識を共有できていると評価しています。引き続き、<u>対話を通じて各種取組を確認し、改善を後押しすること、他社好取組事例を紹介すること</u>等には、地方銀行の価値向上に向けた意味があると考えています。 ・ ESG をテーマにした対話については、開示の充実に要請する対話から E S G テーマを積極的に取り入れた対話まで、企業の E S G に対する取組レベルに応じて実施していると評価しています。ただし、当社の経験や知識が発展途上にあることから、ESG 関連項目を銘柄評価に組み込み、<u>ESG インテグレーションを強化</u>することに加えて、2018 年度に署名した <u>PRI のエンゲージメントのガイドライン</u>や <u>TCFD のプラットフォームなどを活用</u>して、取組の更なる深化が必要と考えています。

<p>原則 5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社「議決権行使ガイドライン」に則り、個別検討が必要な議案を選別し、対話の内容や問題への取組状況等も踏まえたうえで、賛否を判断しました。 ・ 賛否結果については、四半期毎に集計表開示、個別開示を実施しており、2019/4 月-6 月株主総会分の開示より、個別議案の不賛同理由を開示いたします。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に実施しています。企業の対応状況やコーポレートガバナンスを巡る動向等を勘案した上で、今後も<u>議決権行使基準を適切に見直していく</u>必要があると認識しています。

<p>原則 6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年に 1 度、活動状況報告資料（本資料）をホームページにて公表しています。

自己評価	・ 適切に実施しています。引き続き <u>更なる開示の充実を通じて説明責任</u> を果たしてまいります。
------	---

原則 7：機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。	
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産運用部門に必要な人材を配置し、スチュワードシップ活動を行いました。またスチュワードシップ活動全体について、第三者委員会から助言をいただきました。 ・ 対話を行った企業に対して、「相互理解の促進につながったか」「当社からの意見等の内容が有益だったか」等の質問を記載した対話アンケートを実施し、対話のフィードバックをいただきました。 ・ P 9 のとおり、集团的エンゲージメントを実施しました。
自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の増強・育成や体制面の強化については適切に実施しています。引き続き<u>人材増強・育成や体制強化およびスチュワードシップ活動全体のレベルアップを行っていく必要</u>があると認識しています。 ・ 対話アンケートについて、アンケート結果を真摯に受け止め、対話のレベルアップを図ってまいりました。引き続き、<u>投資先企業の受け止め状況を的確に把握し、今後の対話活動に活用</u>してまいります。 ・ 生命保険協会のワーキンググループについて、生命保険協会の要望事項に対し、相応に前向きな回答を得るなど、一定の効果があったと考えています。引き続き、改善を要する企業も多く、継続した取組が必要と考えています。

< P R I および T C F D について >

当社は、P R I（国連責任投資原則、Principles for Responsible Investment）に署名、また、T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース、Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の提言へ賛同いたしました。詳細は以下のニュースリリースをご覧ください。

P R I : <http://www.sumitomolife.co.jp/about/newsrelease/pdf/2019/190419.pdf>

T C F D : <http://www.sumitomolife.co.jp/about/newsrelease/pdf/2018/190329.pdf>

2019 年度スチュワードシップ活動運営

9. 2019 年度スチュワードシップ活動運営

当社では、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明して以降、対話と議決権行使を有機的に結び付けることで、スチュワードシップ活動の実効性を高めることに継続的に取り組んできました。2019 年度も、P16～18 の自己評価を踏まえ、以下のとおり取組を強化いたします。

a. 対話（年間目標 120 件程度）

（1）アナリストによる課題の深掘りを強化した対話

- ・ アナリストによる事業面の深掘りを継続いたします。今までの対話結果を活用しつつ、より深い分析を通じて課題を抽出し、課題が大きく対話による改善効果が見込める企業を中心に取り組んでまいります。
- ・ 対話先の選定や実際の対話時には、企業・業種特有の課題のほか、①キャッシュリッチ（現預金等を多く保有する企業）、②親子上場、③直近株主総会での低賛成率議案等の課題も重視してまいります。

（2）重点取組テーマの設定：ESG

- ・ 企業価値向上の観点から設定している業種別マテリアリティに沿って ESG 課題を分析し、対話に取り組むとともに、ESG 課題への対応と企業価値向上に焦点を当てた対話にも取り組みます。

（3）重点取組業種の設定：地方銀行

- ・ 重点取組業種＝地方銀行を継続します。引き続き、諸課題への対応状況を確認し、地域経済活性化を含めた成長を働きかけてまいります。

（4）集团的エンゲージメントについての検討

- ・ 生命保険協会スチュワードシップ活動ワーキンググループにおける取組を中心に、実効性のある集团的エンゲージメントについて、検討・実施してまいります。

b. 議決権行使

引き続き対話の内容や投資先企業の置かれた状況を踏まえて賛否の判断をしてまいります。議決権行使ガイドラインは別冊をご参照ください。

【当社の議決権行使ガイドラインについて】

2019年9月

1. 議決権行使ガイドラインの主な改正内容

議決権行使ガイドラインを改正します。

主な改正点は以下の通りです（赤字が変更箇所）。

a. 独立社外取締役人数基準の導入（取締役選任議案）

【2021/4月総会より適用】

	東証1部上場企業	東証1部上場企業以外
現行基準	社外取締役2名	社外取締役1名
改正内容	<u>当社の独立性基準を満たす</u> <u>独立</u> 社外取締役2名	<u>当社の独立性基準を満たす</u> <u>独立</u> 社外取締役1名

以下に該当すれば賛成し、該当しない場合は原則として経営トップの選任に反対する。

- 候補者の株主総会直前の辞退等、物理的に選任が困難な事情がある場合
- （東証1部）複数名選任に向けた具体的な取組みが確認できた場合
（当社の独立性基準はP5）

なお、買収防衛策議案においても、社外取締役1名選任の要件を当社の独立性基準を満たす独立社外取締役1名の選任に変更します。（P8）

b. 業績不振基準の見直し（取締役選任議案）

【2020/4月総会より適用】

	内容
現行基準	①長期にわたり経営不振の続く企業 ・債務超過の状態にある ・当期利益が3期連続赤字 <u>かつ3期連続無配</u>
改正内容	①長期にわたり経営不振の続く企業 ・債務超過の状態にある <u>・3期連続営業赤字</u> <u>・3期連続経常赤字</u> <u>・3期連続最終赤字</u>

以下のいずれかに該当すれば賛成し、該当しない場合は業績不振に責任を有すると考えられる役員の選任に反対する。

□業績が改善傾向にあり、かつ次期は黒字化が計画されている場合

□業績改善計画が示され、目標とされている計数が計画に沿って推移していることが確認でき、かつ早期に黒字化が計画されている場合

c.株主提案の個別検討に対する考え方の明確化

【2020/4月総会より適用】

	内容
現行基準	株主提案の内容と論点を同じくする会社提案の議案がない場合には、原則個別検討とする。
改正内容	株主提案の内容と論点を同じくする会社提案の議案がない場合には、原則個別検討とする。 <u>但し、会社提案と同一論点であっても、株主提案の内容が、中長期的な企業価値の向上に寄与すると考える場合には、個別検討対象とする。</u>

2. 議決権行使ガイドライン

(点線内は賛否を判断する際の詳細基準)

下表により個別検討・原則不賛同に該当しない議案には原則賛成します。

議案	内容
<p>1. 取締役 選任・解任</p>	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 【2020/3月総会まで】長期にわたる経営不振（以下のいずれかに抵触）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務超過 ・当期利益が3期連続赤字かつ3期連続無配 <p>※連結決算ベース。合併、統合等が発生する場合は個別に検討。</p> <p>① 【2020/4月総会より】長期にわたる経営不振（以下のいずれかに抵触）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務超過 ・3期連続営業赤字 ・3期連続経常赤字 ・3期連続最終赤字 <p>※連結決算ベース。合併、統合等が発生する場合は個別に検討。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以下のいずれかに該当すれば賛成し、該当しない場合は業績不振に責任を有すると考えられる役員に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績が改善傾向にあり、かつ次期は黒字化が計画されている場合 ・業績改善計画が示され、目標とされている計数が計画に沿って推移していることが確認でき、かつ早期に黒字化が計画されている場合 </div> <p>② 剰余金の分配が取締役会限りで承認可能 ※「8.剰余金の分配」に準じて判断。</p> <p>③ 会計監査人が継続企業の前提に重大な疑義を表明 ※意見不表明の場合は棄権。</p> <p>④ ROEが5期連続5%未満かつ、業績の状況、資産の活用状況、自己資本の状況、株主還元 の状況等に課題を有する</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>利益率改善、株主還元強化、資産の有効活用等、ROE改善に向けた具体的取り組みが確認される場合には賛成し、該当しない場合には原則として経営トップの選任に反対する。</p> </div>

議案	内容
	<p>⑤ 株式価値を損なう可能性の高い訴訟・争議、経営陣の内紛、法令違反、反社会的行為、労働や人権などの社会面または環境面への配慮が著しく欠ける行為が認められる</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該不祥事に係る第三者委員会の調査結果や判決・和解等の客観的材料により、再任候補となっている役員が以下に該当する場合には、当該役員の選任に反対する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該不祥事への関与があると判断される者 ✓ 当該不祥事への関与はなかったものの、特に当該不祥事を防止・抑止すべき立場であったにも関わらず、その責任を果たせなかったと判断される者 ✓ 当該不祥事発生当時の管理体制に特に重大な問題があり、体制構築に重大な責任を有していたと判断される者 ・ 上記に該当しない場合は不祥事の重大性を踏まえて個別に判断するが、以下の要件が何れも満たされている場合は賛成することを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 発生原因の究明がなされている。 ✓ 社内処分等により責任の所在が明確になっている。 ✓ 再発防止策が講じられている。 ✓ 経済的な影響（課徴金の純資産に対する割合等）が軽微である。 </div>
	<p>⑥ 【2021/3月総会まで】株主総会後の取締役会に社外取締役が選任されていない</p> <p>⑥ 【2021/4月総会より】株主総会後の取締役会に当社の独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす独立社外取締役が選任されていない</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>候補者の株主総会直前の辞退等、物理的に選任が困難な事情がある場合には賛成し、該当しない場合は原則として経営トップの選任に反対する。</p> </div> <p>⑦ 【2021/3月総会まで】（東証1部上場企業のみ）社外取締役が2名未満。また、親会社が存在する企業、または買収防衛策導入企業で、当社独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす社外取締役が2名未満</p> <p>⑦ 【2021/4月総会より】（東証1部上場企業のみ）当社の独立性基準（独立取締役選任参照）を満たす独立社外取締役が2名未満。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以下に該当すれば賛成し、該当しない場合は原則として経営トップの選任に反対する。また、買収防衛策導入企業については、買収防衛策の導入（更新）議案にも反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者の株主総会直前の辞退等、物理的に選任が困難な事情がある場合 ・ 複数名選任に向けた具体的な取組みが確認できた場合 </div>

議案	内容
社外取締役 選任・解任	<p>前年度の取締役会等※への出席率が75%未満の候補者の再任には原則不賛同とする。</p> <p>※指名委員会等設置会社における取締役は、所属の委員会を含む。</p> <p>欠席理由が以下のような場合は、当該欠席回数を調整して出席率を判定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時取締役会等で招集が急であったことにより都合がつかなかったため。 ・ 定時取締役会等で直前に急な日程変更があり都合がつかなかったため。 ・ 急病のため。 ・ 悪天候による公共交通機関の運休のため。
独立取締役 選任	<p>証券取引所に独立役員として届け出ている取締役が、当社独立性基準の何れかに該当する場合は、原則不賛同とする。</p> <p>【当社独立性基準】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象企業を関連会社とする企業の業務執行者 ② 売上高に占める取引金額が、対象企業または取引先企業いずれかの2%以上である取引先企業の業務執行者 ③ 対象企業から10百万円以上の報酬を受けている者 ④ 対象企業等の役員および重要な使用人の2親等以内の親族 <p>※②③は、直近3事業年度のいずれかにおいて、該当するかで判断。</p> <p>以下に該当する場合は賛成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記独立性基準を満たす独立社外取締役が2名以上選任されており、対話を通じて、会社の独立性に関する認識に特段の問題がないことが確認できた場合 ・ 当該役員を独立役員として届け出る状況を解消する方向で検討していく旨の表明が会社からあった場合
2. 監査役等 ※選任・解任	<p>※監査役等・・・監査（等）委員である取締役を含む。以下同様。</p> <p>株式価値を損なう可能性の高い訴訟・争議、経営陣の内紛、法令違反、反社会的行為、労働や人権などの社会面または環境への配慮が著しく欠ける行為が認められる場合は、個別検討する。</p> <p>上記取締役選任・解任欄の⑤参照。</p>
社外監査役 等選任・解任	<p>前年度の取締役会もしくは監査役会※への出席率が75%未満の候補者の再任には、原則不賛同とする。</p> <p>※監査等委員会および監査委員会を含む。</p> <p>上記社外取締役選任・解任の欄参照。</p>
独立監査役 等選任	<p>証券取引所に独立役員として届け出ている監査役等が、当社独立性基準（独立取締役選任参照）の何れかに該当する場合は、原則不賛同とする。</p>
3. 会計監査人・ 会計参与の 選任・解任	<p>後任の会計監査人が選任されない場合は、個別検討とする。</p>

議案	内容
<役員報酬等・退職慰労金に関する議案>	
4. 取締役報酬	<ul style="list-style-type: none"> 1.取締役選任・解任に準じて判断する。
5. 取締役退職慰労金	<p>ただし、①「長期にわたる経営不振」、③「会計監査人が継続企業の前提に重大な疑義を表明」に該当する企業における報酬額の引上げおよび賞与支給には、個別検討の上、原則不賛同とする。</p>
6. 監査役等報酬	<ul style="list-style-type: none"> 1.取締役選任・解任に準じて判断する <p>ただし、「剰余金の分配が取締役会限りで承認可能」に関しては個別検討の対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式報酬の支給は個別検討の上、原則不賛同とする。
7. 監査役等退職慰労金	<p>原則不賛同とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>監査役等への退職慰労金支給を廃止する旨の表明が会社からあった場合には賛成する。</p> </div>
<剰余金の分配に関する議案>	
8. 剰余金の分配	<p>連結決算ベースで以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 黒字無配 ② 自己資本比率 50%以上の企業：配当性向 0%超 15%未満 自己資本比率 50%未満の企業：配当性向 0%超 10%未満 ③ 金銭分配請求権が与えられないで行われる現物配当 <p>ただし、①、②に該当する場合でも、以下の何れかに該当すれば原則賛成とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率 20%以下 ・ 営業損失もしくは経常損失 ・ 総還元性向が以下の基準以上 自己資本比率 50%以上の企業：15% 自己資本比率 50%未満の企業：10% <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下のいずれかに該当すれば賛成し、該当しない場合は反対する。剰余金処分議案がない場合は、原則として取締役選任議案における経営トップの選任に反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務面で配当余力に乏しいと判断される場合 ・ 過去の配当実績が十分、もしくは改善傾向にあり、かつ次期は基準を満たすことが計画されている場合 ・ 大規模な水準の明確な資金需要が認められる、あるいは事業が成長途上にある等、配当よりも投資を優先させる合理的な理由がある場合 </div>
9. 自己株式の有償取得	<p>市場買付け、公開買付け以外の方法による特定の者からの自己株式の有償取得の場合は、個別検討とする。 ※定款の定めに基づいた優先株式の取得の場合は対象外。</p>

議案	内容
<資本政策等に関する議案>	
10.新株発行	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 発行価格が市場価格未満</p> <p>② 新株発行による希薄化割合が 10%以上</p>
11.新株予約権(ストックオプション)の付与	<p>監査役等へ付与される場合は、原則不賛同とする。</p> <p>また、以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 子会社を除く社外関係者(社外取締役を除く)への付与</p> <p>② 新株発行による希薄化割合が 10%以上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①については、付与対象者に業績インセンティブを与えることが業績向上につながると判断される場合には賛成する。</p> <p>②については、インセンティブとして妥当な規模と判断される場合には賛成する。</p> </div>
12.合併・事業譲渡・事業譲受・株式交換・株式移転・会社分割・株式併合	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 中立的な第三者によって合併比率等の算定根拠が示されていない (被合併企業が完全子会社である吸収合併は対象外)</p> <p>② 吸収合併等の対価が存続会社等の株式以外で交付される</p> <p>③ 新設合併等の対価が社債、新株予約権、新株予約権付社債で交付される</p> <p>④ 株式併合時に、単元株式数の引き下げが行われない</p>
13.解散・減資・純資産の部の計数の変動	<p>純資産の部の計数の変動(資本金、準備金、その他資本剰余金及び利益剰余金間の変動)の場合を除き、個別検討とする。</p>
<定款変更に関する議案>	
14.発行可能株式総数の増減	<p>著しく財務内容が悪化した企業が事業再編の一環として実施する場合は、個別検討とする。</p>
15.取締役の員数変更	<p>原則賛成とする。</p>
16.取締役の任期変更	<p>取締役の解任決議要件の加重と併用で期差任期制度を導入する場合は、個別検討とする。</p>
17.重要事項の決議要件の加重	<p>個別検討とする。</p>

議案	内容
18. 剰余金の分配の決定機関の変更(取締役会への授権)	<p>以下の何れかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 株主総会による決議を排除するよう定める場合</p> <p>② 連結ベースで5期連続黒字無配となっている場合</p> <p>※ただし、以下の何れかの基準に5期連続で該当する場合は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己資本比率 20%以下 ・ 営業損失もしくは経常損失 ・ 総還元性向が以下の基準以上 <p>自己資本比率 50%以上の企業：15%</p> <p>自己資本比率 50%未満の企業：10%</p>
19. 種類株式の設定および重要な変更	個別検討とする。
20. 定款変更等に関するもので重要度の低いもの	原則賛成とする。
<ライツ・プランに関する議案>	
21. 買収防衛策	<p>買収防衛策（以下、買防策）が、以下のいずれかに該当する場合は、個別検討とする。</p> <p>① 信託型ライツ・プラン</p> <p>② 東京証券取引所等が尊重義務に反する旨を公表</p> <p>③ 東京証券取引所等の上場廃止基準に該当</p> <p>④ 金員等交付を伴う差別行使条件付新株予約権</p> <p>⑤ 社外取締役（2021/4月総会以降は、当社の独立性基準を満たす独立社外取締役）が選任されていない企業で、以下のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 独立委員会が買防策発動の是非を勧告する仕組みになっていない ・ 買防策発動に際し、株主総会を開催することが明示されていない <p>⑥ （東証1部上場企業のみ）当社独立性基準を満たす独立社外取締役が2名未満</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記④の場合には、以下のいずれにも該当すれば賛成し、該当しない場合は反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会が独立委員会の勧告を尊重する仕組みとなっている場合 ・ 買防策発動時には株主総会を開催し、株主意思を確認する仕組みとなっている場合 </div>
22. ライツ・プラン発動による新株または新株予約権の発行など	個別検討とする。
<その他>	

議案	内容
23.株主提案	<p>【2020/3月総会まで】</p> <p>株主提案の内容と論点を同じくする会社提案の議案がない場合は、原則個別検討とする。但し、以下に該当する場合は個別検討の対象外（会社側へ賛成）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の社会的、政治的問題の解決を目的としていると判断される場合 ・ 機動的かつ柔軟な事業運営を制限すると判断される場合 <p>【2020/4月総会より】</p> <p>株主提案の内容と論点を同じくする会社提案の議案がない場合は、原則個別検討とする。但し、会社提案と同一論点であっても、株主提案の内容が、中長期的な企業価値の向上に寄与すると考える場合には、個別検討対象とする。</p> <p>なお、以下に該当する場合は個別検討の対象外（会社側へ賛成）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の社会的、政治的問題の解決を目的としていると判断される場合 ・ 機動的かつ柔軟な事業運営を制限すると判断される場合
24.委任状闘争となった議案	個別検討とする。
25.計算書類の承認	原則賛成とする。
26.財団法人への自己株処分の	<p>個別検討とする。</p> <p>以下のいずれにも該当すれば賛成し、該当しない場合は反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団の活動に具体的内容があり、企業価値への貢献があること。 ・ 財団の活動費用や拠出株式の規模が、CSR活動として過大でないこと。 ・ 現金寄付でなく、自社株譲渡の形で行うことに合理的な説明があること。 ・ 自社株放出による希薄化の程度が許容される範囲内であること。 ・ 議決権行使が財団や会社の恣意によりなされないこと。

※特段の事情がある場合を除き、開示情報が不十分であり、かつ以下に該当する場合は棄権する。

- ・ 会計監査人が意見不表明である場合
- ・ 重大な不祥事に関して、以下のいずれかに該当する場合
 - ① 中立的な第三者または公的機関等による調査が進行中であり、結果の公表や起訴・行政処分等がなされていない場合
 - ② 株主より特定の取締役に対する損害賠償の提訴請求を受けているが、監査役等が取締役に対して損害賠償請求を行うか未だ判断していない場合

以上